

○高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則		平成13年3月27日規則第16号
改正	平成15年12月16日規則第116号 平成16年7月30日規則第89号 平成16年10月1日規則第102号 平成17年3月29日規則第49号 平成17年10月25日規則第147号 平成17年12月16日規則第164号 平成18年3月31日規則第58号 平成18年11月27日規則第125号の2 平成20年6月24日規則第56号 平成25年5月14日規則第30号 平成26年7月1日規則第70号 平成27年6月23日規則第50号 平成30年2月27日規則第7号 平成31年3月8日規則第11号 令和3年2月19日規則第7号 令和5年6月9日規則第84号	
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則をここに公布する。		
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則		
(趣旨)		
第1条 この規則は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。		
(定義)		
第2条 この規則（次条第1項第1号を除く。）において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。		
(四万十川、本川及び主要支川)		
第3条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる普通河川とする。		
(1) 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定により指定された渡川水系のうちの四万十川の高岡郡津野町内国有林四万十森林管理署3251林班り小班内の源流点から同条第5項の規定により公示された区間の起点までの普通河川		
(2) 河川法第4条第1項の規定により指定された渡川水系のうちの黒尊川の四万十市内国有林四万十森林管理署1林班い小班内の源流点から同条第5項の規定により公示された区間の起点までの普通河川		
(3) 河川法第4条第1項の規定により指定された渡川水系のうちの橋原川の高岡郡橋原町太田戸347番地内の源流点から同条第5項の規定により公示された区間の起点までの普通河川		
(4) 河川法第4条第1項の規定により指定された渡川水系のうちの北川の高岡郡津野町内国有林四万十森林管理署3286林班は小班内の源流点から同条第5項の規定により公示された区間の起点までの普通河川		
2 条例第2条第2項の規則で定めるものは、前項第1号に掲げる普通河川とする。		
3 条例第2条第3項の主要支川は、河川法第4条第1項の規定により指定された渡川水系のうちの黒尊川、目黒川、広見川、橋原川及び北川並びに第1項第2号から第4号までに掲げる普通河川とする。		
(流域の区域)		
第4条 条例第2条第5項の四万十川の集水地域として知事が定める区域は、別表第1の左欄に掲げる市町ごとに同表の右欄に掲げる区域とする。		
(国の地方支分部局等)		
第5条 条例第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)、第32条第4項、第33条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)及び第36条第4項の国の地方支分部局等は、経済産業省四国経済産業局、経済産業省中国四国産業保安監督部四国支部、国土交通省四国地方整備局、農林水産省中国四国農政局、林野庁四国森林管理局及び環境省中国四国地方環境事務所とする。		
(重点地域の指定等の案の公告)		
第6条 条例第12条第2項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、高知県公報に登載してするものとする。		
(1) 重点地域(重点地域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分)として指定しようとする土地の区域		
(2) 重点地域の指定又は拡張の案の縦覧の場所、期間及び時間		
(公聴会)		
第7条 知事は、条例第12条第5項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するものとする。		
2 前項の規定による公告は、当該公聴会を開催しようとする日の3週間前までに高知県公報に登載してするものとする。		
第8条 公聴会において意見を述べようとする者は、当該公聴会を開催しようとする日の1週間前までに、知事に対して、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を申し出なければならない。		
(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び役職名並びに主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)		
(2) 意見の要旨及びその理由		
(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項		
2 知事は、前項に規定する期限までに申出がなかったときその他公聴会を開催する必要がなくなったと認めるときは、当該公聴会の開催を中止するものとする。		
3 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を告示するものとする。		
4 前項の規定による公告は、高知県公報に登載してするものとする。		
5 知事は、第1項の規定により申出をした者のうちから、当該公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。		
6 知事は、公聴会の運営を円滑に行う必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を定めることができる。		
7 知事は、第5項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定に基づき公述時間を定めたときは、あらかじめ当該公述人に対し、その旨を通知するものとする。		
第9条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。		
第10条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。		

- 2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 第11条 公述人及び前条第2項の規定に基づき発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 2 議長は、公述人及び前条第2項の規定に基づき発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは公述時間を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言若しくは言動を禁止し、又は当該者に対し退場を命ずることができる。
- 第12条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者に対し退場を命ずることができる。
- 第13条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく当該公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
- (鉱物の掘採等)
- 第14条 条例第13条第1項第1号、第14条第1項第1号及び第16条第1項第1号に掲げる行為(以下「**鉱物の掘採等**」という。)は、**鉱物**を掘採し、又は**土石**を採取して、行為地(条例第13条第1項、第14条第1項又は第16条第1項の行為の許可の申請に係る場所をいう。以下同じ。)の外に持ち出す行為とする。ただし、地質調査に係る行為又は温泉を湧出させる目的で土地を掘削する行為を含まないものとする。
- (土地の形状の変更)
- 第15条 条例第13条第1項第2号、第14条第1項第2号及び第16条第1項第2号の規則で定める高さは、盛土にあつては1メートル、切土にあつては2メートルとする。
- (工作物)
- 第16条 条例第13条第1項第3号、第14条第1項第3号及び第16条第1項第3号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で、次に掲げるもの
- ア コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- イ 危険物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条第1項の表に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に係るもの
- ウ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設その他これらに類するもの
- (2) 大規模な工作物で、次に掲げるもの
- ア ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他これらに類するもの
- イ 霊園又は墓地(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成12年高知県条例第12号)第7条ただし書に規定する個人墓地を除く。)
- ウ 風力発電施設その他これに類するもの
- (3) 前2号に掲げる工作物以外の工作物で、次に掲げるもの
- ア 電波塔、電線路等の支持物その他これらに類するもの
- イ 屋外照明(屋外にあつて、電灯等人工的な光を用いて周囲を明るくする器具をいう。第22条第2項において同じ。)
- ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- エ 自動車の駐車のために供する立体的な施設その他これに類するもの
- オ 煙突、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- カ 太陽光発電施設その他これに類するもの
- (外観の様態替え)
- 第17条 条例第13条第1項第4号、第14条第1項第4号及び第16条第1項第4号の規則で定めるものは、建築物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であつて、屋根、外壁その他建築物に付随するもの(以下「**屋根、外壁等**」という。)の素材を変更する行為とする。
- (色彩の変更)
- 第18条 条例第13条第1項第5号、第14条第1項第5号及び第16条第1項第5号の規則で定めるものは、建築物又は工作物の改築又は増築に伴い行うもの以外の場合であつて、素材は変更せずに色彩を変更する行為とする。
- (天然林)
- 第19条 条例第13条第1項第6号の天然林は、針葉樹林(すぎ及びひのきにより構成されている林に限る。)及び竹林を除いたものとする。
- (看板、広告板等)
- 第20条 条例第13条第1項第8号、第14条第1項第6号及び第16条第1項第8号の看板及び広告板は、屋外広告物法(平成16年法律第111号)第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものとする。
- 2 条例第13条第1項第8号、第14条第1項第6号及び第16条第1項第8号の規則で定めるものは、自動販売機とする。
- (物品)
- 第21条 条例第13条第1項第9号、第14条第1項第7号及び第16条第1項第9号の規則で定める物品は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品とする。
- (回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)
- 第22条 条例第13条第2項第1号の災害の防止、同項第2号の水害の防止及び同項第3号の水源のかん養の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他の法令による許可等を要する行為について、当該法令による許可等を受けていることとする。
- 2 条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第4条に基づく基礎調査による特定植物群落(以下「 特定植物群落 」という。)の生育地でないこと。 3 行為地(その出入口を除く。)の境界線の内側に、在来種(流域にその本来の生育地を有する植物をいう。以下同じ。)の中木(その高さが1メートル以上3メートル未満の樹木をいう。)以上の樹木(以下「 中高木 」という。)による緩衝帯(その投影面積が当該行為地の面積の20パーセント以上であるものをいう。以下同じ。)を配置すること。 4 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 5 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法(昭和25年法律第291号)に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池(降雨強度を1時間当たり60ミリメートルとし、滞留時間が30秒以上となるものをいう。以下同じ。)を設置すること。ただし、これにより難い場合は、流末に浸透柵を設置する等濁水対策を講ずること。 6 採石法に基づき岩石を採取する場合は、経済産業省資源エネルギー庁の作成による採石技術指導基準書(以下「 採石技術指導基準書 」という。)に基づく措置を講ずること。 7 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第13条第1項第2号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 4 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難い場合は、流末に浸透柵を設置する等濁水対策を講ずること。 5 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。

条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	1 新築の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 (3) 屋外照明その他これに類するものを設置する場合（農作物の安定栽培及び病害虫防除のために設置する場合を除く。以下「屋外照明等の設置」という。）は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (4) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (5) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 2 増築、改築又は移転の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 3 撤去の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	1 新築の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 (3) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (4) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (5) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 (6) 第16条第1号に掲げる工作物にあつては、行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、在来種の中高木による緩衝帯を配置すること。 2 増築、改築又は移転の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 (5) 第16条第1号に掲げる工作物にあつては、行為地（その出入口を除く。）の境界線の内側に、在来種の中高木による緩衝帯を配置すること。 3 撤去の場合 (1) 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 (2) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。
条例第13条第1項第6号、第7号及び第9号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。
条例第13条第1項第8号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 3 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。

3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 行為地に四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道（以下「主要な眺望場所」という。）から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、在来種による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難しい場合は、高さ10メートル程度ごとに法面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。 3 盛土の高さ又は切土の高さは、それぞれ5メートル以下であること。 4 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 5 水辺の天然林は、原則として保全すること。 6 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。 7 当該行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、当該行為地に生じた盛土及び切土の法面は、裸地が生じないよう次に掲げる方法により緑化すること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。 (1) 在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 (2) 法面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法枠等と(1)とを併用した工法とすること。

条例第13条第1項第2号に掲げる行為	- 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 当該行為によって自然景観が損なわれる場合は、次に掲げる方法により緑化し、又は遮蔽すること。 - 法面^{のり}には、在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 法面^{のり}の安定の確保ができない場合は、コンクリート^{のり}法枠等と(1)とを併用した工法とすること。 - コンクリート、鋼材等による土地^{かさ}の嵩上げを行う場合は、自然石、在来種による植栽等を施すことにより、自然の景観を保全すること。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 - 水辺の天然林は、原則として保全すること。 - 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。 - 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	- 新築の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 高さは、13メートルを超えないこと。 - 建蔽率(建築面積を敷地面積で除したものをいう。)は、60パーセント以下であること。 - 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値(日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(マンセル表色系)に規定する彩度をいう。以下同じ。)が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 - 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。 - 増築の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 - 改築又は移転の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 - 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。 - 撤去の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。 - 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土^{のり}の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 - 水辺の天然林は、原則として保全すること。 - 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	- 新築、改築又は移転の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 高さは、13メートルを超えないこと。 - 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 第16条第2号に掲げる工作物にあっては、当該行為の完了後に当該行為地に在来種による緑地を配置すること。 - 第16条第3号力に掲げる工作物であって、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあっては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。 - 増築の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 撤去の場合 - 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 - 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。 - 電線路等の支持物は、原則として設置しないこと。 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。 - 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土^{のり}の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 - 水辺の天然林は、原則として保全すること。 - 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。
条例第13条第1項第4号に掲げる行為	屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。

条例第13条第1項第5号に掲げる行為	建築物の屋根、外壁等又は工作物の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
条例第13条第1項第6号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 水辺の天然林は、原則として保全すること。 3 行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。
条例第13条第1項第7号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 下刈り及び間伐に係る計画書を当該行為の許可申請の際に提出し、適正な施業を行うこと。ただし、森林法第10条の11第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定の締結又は同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の策定による場合は、その協定書又は計画書の写しを当該行為の許可申請の際に提出すること。
条例第13条第1項第8号に掲げる行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 高知県屋外広告物条例(平成8年高知県条例第5号)第3条各号に掲げる禁止地域等以外の場所においては、次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 色彩は、原則としてマンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (2) 蛍光色は、使用しないこと。 3 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。 (1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 (2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 (3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 (4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。
条例第13条第1項第9号に規定する行為	1 行為地以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められること。 2 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。 3 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、(3)及び(4)に掲げる条件については、土地の形状の変更を伴わない場合においても満たなければならない。 (1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、在来種の種子を吹き付けること。 (2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 (3) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 (4) 行為地内の天然林のうち、その面積が100平方メートル以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林の面積の30パーセント以下とすること。

(意見の聴取を要する場合)

第23条 条例第13条第3項(条例第14条第2項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める場合は、条例第17条第1項の規定による許可の申請があった場合とする。

(適用除外地域)

第24条 条例第13条第5項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

(回廊地区内における許可を要しない行為)

第25条 条例第13条第6項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるとりとする。

(1) 機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為

(2) 軽易な行為で、次に掲げるもの

ア 条例第13条第1項第1号に掲げる行為のうち、その面積が10平方メートル未満で、かつ、その法面の高さが1.5メートル以下のもの

イ 条例第13条第1項第2号に掲げる行為のうち、その面積が100平方メートル未満のもの

ウ 条例第13条第1項第3号に掲げる行為(建築物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その建築面積が100平方メートル未満で、かつ、その高さが10メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

エ 条例第13条第1項第3号に掲げる行為(工作物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その築造面積が10平方メートル未満で、かつ、その高さが1.5メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

オ 条例第13条第1項第4号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの

カ 条例第13条第1項第5号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの又は第22条第3項の表に掲げる行為の許可の基準に係る技術的細目を明らかに満たしているもの

キ 条例第13条第1項第6号に掲げる行為のうち、その面積が100平方メートル未満のもの

ク 条例第13条第1項第7号に掲げる行為のうち、その面積が100平方メートル未満のもの

ケ 条例第13条第1項第8号に掲げる行為のうち、高知県屋外広告物条例第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの。ただし、自家用広告物等(自動販売機を除く。)及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあっては、その縦及び横の長さがそれぞれ4メートル以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4平方メートル以下のものとする。

コ 条例第13条第1項第9号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満で、かつ、その高さが1.5メートル以下のもの又はその存続期間が90日を超えないもの

(3) 自己の用に供するため木竹を伐採する行為並びに次条に規定する自己の居住の用に供する住宅の敷地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為

(自己の居住の用に供する住宅)

第26条 条例第13条第6項第2号(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の自己の居住の用に供する住宅は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自己の居住の用のみに供する建築物

(2) 自己の居住の用に供する部分及び事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を併せ持つ建築物であって、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満で、かつ、100平方メートル未満のもの
(住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為)

第27条 条例第13条第6項第2号(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の住民が農業、林業又は漁業を営むために行う行為で規則で定めるものは、次に掲げるとりとする。

(1) 住民が農業を営むために行う行為で、次に掲げるもの

- ア 用途を変更せずに農地を改変する行為
 イ 農道を整備する行為
 ウ 支障木を伐採する行為
 エ 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹し、又は伐採する行為
- (2) 住民が林業を営むために行う行為で、次に掲げるもの
 ア 木材の搬出及び林業経営に必要な資材の運搬のための作業道を整備する行為
 イ すぎ又はひのきの人工林を間伐し、保育し、又は主伐するために附帯して行う行為
 ウ 天然林において、しいたけ原木(くぬぎ、こなら等)又は薪炭林(しい、かし等)を伐採する行為
- (3) 住民が漁業を営むために行う行為で、支障木を伐採する行為
 (保全・活用地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)
- 第28条 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第1号の災害の防止、同項第2号の水害の防止及び同項第3号の水源のかん養の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、都市計画法、森林法その他の法令による許可等を要する行為について、当該法令による許可等を受けていることとする。
- 2 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の生態系の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第14条第1項第1号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、在来種の中高木による緩衝帯を配置すること。 3 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 4 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合(採石法に基づき岩石を採取する場合を除く。)は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置する等濁水対策を講ずること。 5 採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。 6 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第14条第1項第2号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 3 当該行為に際し、貯留施設を設置しない場合は、沈砂池を設置すること。ただし、これにより難しい場合は、流末に浸透柵を設置する等濁水対策を講ずること。 4 行為地に年間を通して流水のある自然の谷がある場合は、原則としてその流域界を変更しない排水計画とすること。
条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	1 新築の場合 (1) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 (2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 2 増築、改築又は移転の場合 (1) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (2) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (3) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 3 撤去の場合にあっては、振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。
条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	1 新築の場合 (1) 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 (2) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (3) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (4) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 (5) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、在来種の中高木による緩衝帯を配置すること。 2 増築、改築又は移転の場合 (1) 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 (2) し尿又は雑排水が発生する場合は、公共下水道施設、農業集落排水施設又は漁業集落排水施設に接続すること。ただし、これらの施設が整備されていない場合は、浄化槽を設置すること。 (3) 振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。 (4) 第16条第1号に掲げる工作物にあっては、行為地(出入口を除く。)の境界線の内側に、在来種の中高木による緩衝帯を配置すること。 3 撤去の場合にあっては、振動及び騒音は、低振動及び低騒音の仕様の建設機械の使用その他の方法により、その抑制をすること。
条例第14条第1項第6号に掲げる行為	1 行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。 2 屋外照明等の設置は、光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。
条例第14条第1項第7号に掲げる行為	行為地は、特定植物群落の生育地でないこと。

- 3 条例第14条第2項において準用する条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第14条第1項第1号に掲げる行為	- 行為地に主要な眺望場所から見える裸地が生ずる場合は、その出入口を除き、既存の森林の残置、在来種による高密度の植栽その他の方法による遮蔽措置を講ずること。ただし、切土にあつてこれにより難い場合は、高さ10メートル程度ごとに法面の緑化を行う等長期にわたり裸地が露出することを抑制すること。 - 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 - 当該行為の完了後は、その跡地を必要に応じて埋め戻し、当該行為地に生じた盛土及び切土の法面は、裸地が生じないよう次に掲げる方法により緑化すること。ただし、採石法に基づき岩石を採取する場合は、採石技術指導基準書に基づく措置を講ずること。 - 在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 法面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法枠等と(1)とを併用した工法とすること。
条例第14条第1項第2号に掲げる行為	- 当該行為によって自然景観が損われる場合は、次に掲げる方法により緑化し、又は遮蔽すること。 - 法面には、在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 法面の安定の確保ができない場合は、コンクリート法枠等と(1)とを併用した工法とすること。 - 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。 - 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。
条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	- 新築の場合 - 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。 - 高さは、20メートルを超えないこと。 - 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 - 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。 - 増築の場合 - 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 - 改築又は移転の場合 - 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。 - 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 - 当該行為の完了後は、当該行為地に原則として在来種による緑地を配置すること。 - 撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。 - 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 - 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
条例第14条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	- 新築、改築又は移転の場合 - 稜線側にある保全・活用地区の境界線を分断しないこと。ただし、風力発電施設、電波塔及び電線路等の支持物その他これらに類するものの設置であつて、知事が特に認める場合は、この限りでない。 - 色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 第16条第2号に掲げる工作物にあつては、当該行為の完了後に当該行為地に在来種による緑地を配置すること。 - 第16条第3号カに掲げる工作物であつて、行為地が主要な眺望場所から見えるものにあつては、行為地の出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、周辺の景観と調和するよう在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。 - 増築の場合にあつては、色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 撤去の場合にあつては、景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。 - 当該行為(撤去の場合を除く。)に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 - 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
条例第14条第1項第4号に掲げる行為	屋根、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
条例第14条第1項第5号に掲げる行為	建築物の屋根、外壁等又は工作物の色彩は、マンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
条例第14条第1項第6号に掲げる行為	- 高知県屋外広告物条例第3条各号に掲げる禁止地域等以外の場所においては、次に掲げる条件を満たすこと。 - 色彩は、原則としてマンセル値が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 - 蛍光色は、使用しないこと。 - 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 - 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法面は、裸地が生じないよう在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。 - 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。

条例第14条第1項第7号に掲げる行為	1 主要な眺望場所から見える行為地は、その出入口を限定し、当該出入口以外の行為地の周囲は、在来種による植栽又は木柵等により遮蔽措置を講ずること。この場合において、集積し、又は貯蔵する土石、廃棄物又は物品の荷重が直接木柵等にかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。 2 当該行為に附帯して土地の形状の変更を伴う場合は、次に掲げる条件を満たすこと。 (1) 高さ1メートルを超える盛土及び高さ2メートルを超える切土の法面は、裸地が生じないように在来種の苗木の植栽を行うこと。ただし、これにより難い場合は、在来種の種子を吹き付けること。 (2) 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保全すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
--------------------	--

(保全・活用地区内における許可を要しない行為)

第29条 条例第14条第2項において準用する条例第13条第6項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機能維持のために日常的又は定期的に行う管理行為
- (2) 軽易な行為で、次に掲げるもの

ア 条例第14条第1項第1号に掲げる行為のうち、その面積が1,000平方メートル未満で、かつ、その法面の高さが3メートル以下のもの

イ 条例第14条第1項第2号に掲げる行為のうち、その面積が1,000平方メートル未満のもの

ウ 条例第14条第1項第3号に掲げる行為(建築物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その建築面積が100平方メートル未満で、かつ、その高さが10メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

エ 条例第14条第1項第3号に掲げる行為(工作物の建築等を行う行為に限る。)のうち、その築造面積が1,000平方メートル未満で、かつ、その高さが5メートル以下のもの又はその存続期間が1年を超えないもの

オ 条例第14条第1項第4号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの

カ 条例第14条第1項第5号に掲げる行為のうち、その面積の合計が10平方メートル未満のもの又は前条第3項の表に掲げる行為の許可の基準に係る技術的細目を明らかに満たしているもの

キ 条例第14条第1項第6号に掲げる行為のうち、高知県屋外広告物条例第9条に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置に該当するもの。ただし、自家用広告物等(自動販売機を除く。)及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件にあっては、その縦及び横の長さがそれぞれ4メートル以下で、かつ、その表示面積又は表示可能面積が4平方メートル以下のものとする。

ク 条例第14条第1項第7号に掲げる行為のうち、その面積の合計が1,000平方メートル未満で、かつ、その高さが3メートル以下のもの又はその存続期間が90日を超えないもの

(3) 自己の用に供するため木竹を伐採する行為並びに第26条に規定する自己の居住の用に供する住宅の敷地内で行う土石の採取及び木竹を植樹する行為(申請様式等)
- 第30条 条例第17条第1項の申請書のうち、次の各号に掲げる行為に係る様式は、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 鉱物の掘採等の許可 別記第1号様式

(2) 土地の形状の変更の許可 別記第2号様式

(3) 建築物の建築等の許可 別記第3号様式

(4) 工作物の建築等の許可 別記第4号様式

(5) 外観の模様替えの許可 別記第5号様式

(6) 色彩の変更の許可 別記第6号様式

(7) 天然林(立木)の伐採の許可 別記第7号様式

(8) 針葉樹の植樹の許可 別記第8号様式

(9) 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可 別記第9号様式

(10) 物品の集積又は貯蔵の許可 別記第10号様式

2 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設計者又は施工者の住所及び氏名

(2) 行為の着手及び完了の予定年月日

(3) 行為に対する他法令の許可等の状況

3 条例第17条第2項第1号の同意を得ていることを証する書類は、別記第11号様式によるものとする。ただし、知事が特に認めたときは、当該同意を得ていることを確認することができる書類の写しをもってこれに代えることができる。

4 条例第17条第2項第2号の規則で定める書類及び図書は、別表第2の左欄に掲げる許可の申請区分に従い、同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、知事が特に認めたときは、当該書類及び図書の一部について添付を省略することができる。
- 第31条 条例第19条第3項の申請書は、別記第12号様式によるものとする。
(届出様式等)
- 第32条 条例第19条第4項の規定による変更の届出は、別記第13号様式によりしなければならない。

2 条例第19条第4項の規則で定める事項は、許可を受けた者の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名とする。
- 第33条 条例第20条第1項の規定による行為の着手又は完了の届出は、別記第14号様式によりしなければならない。
- 2 条例第20条第2項の検査済証は、別記第15号様式によるものとする。
- 第34条 条例第21条第1項の規定による行為の未着手、休止、再開又は廃止の届出は、別記第16号様式によりしなければならない。
- 第35条 条例第22条第2項の規定による地位の承継の届出は、別記第17号様式によりしなければならない。
- 2 条例第22条第3項の規定による地位の承継の承認の申請は、別記第18号様式によりしなければならない。
(清流基準)
- 第36条 条例第23条第2項各号に掲げる清流基準の測定方法及び算定方法は、別表第3に定めるとおりとする。
- 2 条例第23条第3項の規定により規則で定める清流基準は、別表第4に定めるとおりとする。
(自動車等の駐停車時の原動機の停止が必要でない場合)
- 第37条 条例第29条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 法令の規定により自動車等を停止する場合又は危険を防止するために自動車等を停止する場合

(2) 人の乗降又は交通の状況により自動車等を停止する場合

(3) 当該自動車等が、道路交通法(昭和35年法律第105号)第27条第1項に規定する乗合自動車又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に規定する緊急自動車である場合

(4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合

(5) 運転を始める前に自動車等の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる必要のある場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、自動車等の原動機を停止することができないことについてやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合(住民意識調査の実施時期等)
- 第38条 条例第37条第1項の住民意識調査は平成19年度から5年ごとに実施するものとし、その実施方法は知事が別に定める。
- (委員会)
- 第39条 委員会の会議(以下「会議」という。))は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長が当たる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (部会)
- 第40条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 2 部会には、必要に応じて、専門委員を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長1人を置き、それぞれ会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 条例第42条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会の組織及び運営について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- (雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(立入調査をする職員の身分証明書)

第42条 条例第21条第4項及び第49条第3項の身分を示す証明書は、別記第19号様式によるものとする。

(重点地域に係る職員の権限)

第43条 条例第50条第2項の規定に基づき職員に行わせる権限は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、その行為の中止を命ずることとする。

- (1) 条例第13条第1項の規定に違反した者
- (2) 条例第13条第4項(条例第14条第2項、第16条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき許可に付された条件に違反した者
- (3) 条例第14条第1項の規定に違反した者
- (4) 条例第16条第1項の規定に違反した者
- (5) 条例第19条第1項の規定に違反した者
- (6) 条例第27条第1項の規定に違反した者
- (7) 条例第27条第3項の規定に基づき許可に付された条件に違反した者
- (権限の一部を行使する職員の身分証明書)

第44条 条例第50条第3項の身分を示す証明書は、別記第20号様式によるものとする。

(公表)

第45条 条例第51条第1項の規定に基づく公表は、高知県公報による公告その他知事が適当であると認める方法により行うものとする。

(委任)

第46条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則(平成15年12月16日規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年7月30日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月1日規則第102号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第49号)

この規則は、平成17年4月10日から施行する。

附 則(平成17年10月25日規則第147号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月16日規則第164号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中窪川町の項を削る部分及び

「	大正町	町の区域の全域
	十和村	村の区域の全域

を

「	四万十町	町の区域のうち、次の1から4までに掲げる区域を除く全域 1 大字興津 2 大字大鶴津 3 大字小鶴津 4 大字志和
---	------	---

に改める部分は、同年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第58号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第5条の改正規定(「第26条第4項、第27条第5項」を「第32条第4項、第33条第5項」に、「第30条第4項」を「第36条第4項」に改める部分を除く。)、第16条を第39条とし、同条の前に1条を加える改正規定及び別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月27日規則第125号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月24日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年5月14日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月1日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月23日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成30年2月27日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の規定は、この規則の施行後にされる高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)第13条第1項及び第14条第1項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月8日規則第11号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条第3項の表の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)及び別表第3の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(令和3年2月19日規則第7号)

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和5年6月9日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

市町名	流域の区域
四万十市	市の区域のうち、次に掲げる区域を除く全域 1 大字名鹿 2 大字鍋島字猪ノ谷、字長谷、字金ヶ浜、字中ノ森山、字南中ノ森山、字駄馬山、字上駄馬、字新畑、字溶崎、字東谷、字東山、字磯ノ上山、字磯ノ上、字大道越、字東釣井、字清水山、字茶畑、字興助作式、字西駄馬、字神山、字溶越、字茶園、字大人、字タ谷、字畝譯、字踊場、字横山、字東横山、字駄馬芝、字六反地、字馬場、字クロ、字畔ノ向、字耳切、字浜割、字笠松、字十五代谷、字中谷、字大駄馬、字日和山、字鍛冶カ谷、字松谷、字免^ミ楽原、字平床、字飛渡り、字蛇^{ヘビ}ヶ谷、字向ヒ新浦、字新浦、字新浦山、字向ヒ新浦山、字西笠松、字溶崎山、字西神山、字ウ子コシ山、字後口山、字江見立及び字耳切山 3 大字双海(字石神ノ谷、字大マト、字昼飯谷、字ヒヤノ谷、字平ダバ山、字永野地ノ谷、字遠山、字前ノ谷、字ホチャノダバ、字茂平山、字庄源山、字直山、字東谷、字新山、字下作山及び字赤ハゲを除く。)
橋原町	町の区域の全域
津野町	町の区域のうち、次に掲げる区域を除く全域 1 大字船戸字野草、字本田、字松ノ東、字折道、字添谷、字センダンノ平、字定畑、字坂本、字四ツ田、字長走、字座庄、字宮ノ谷、字小宮ノ谷、字下モ桂、字中越、字野地、字坂木平、字八斗蒔、字イノ谷、字林野本、字上桂、字中屋式、字西サコ、字水ノサコ、字待山及び字栢ヶ峠 2 大字新土居 3 大字三間川 4 大字樺ノ川 5 大字西谷甲 6 大字姫野々 7 大字久保川 8 大字貝ノ川 9 大字永野 10 大字西谷乙 11 大字貝ノ川床鍋 12 大字赤木 13 大字杉ノ川甲 14 大字杉ノ川乙 15 大字杉ノ川丙 16 大字大野 17 大字黒川 18 大字白石甲 19 大字白石乙 20 大字白石丙
中土佐町	町の区域のうち、次に掲げる区域を除く全域 1 大字久礼 2 大字上ノ加江 3 大字矢井賀甲 4 大字矢井賀乙
四万十町	町の区域のうち、次に掲げる区域を除く全域 1 大字興津 2 大字大鶴津 3 大字小鶴津 4 大字志和

別表第2(第30条関係)

許可の申請区分	書類及び図書
1 鉱物の掘採等の許可又は土地の形状の変更の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 標準断面図(縮尺100分の1以上) 6 排水施設計画図(縮尺1,000分の1以上) 7 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。) 8 設計計算書及び構造図(沈砂池を設置する場合に限る。) 9 土地登記事項証明書 10 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写し
2 建築物の建築等の許可又は工作物の建築等の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 建築立面図又は工作物構造図(縮尺100分の1以上) 6 排水処理施設構造図(縮尺100分の1以上) 7 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。) 8 跡地の整理に関する計画書(撤去の場合に限る。) 9 土地登記事項証明書 10 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
3 外観の模様替えの許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況写真(カラー写真とする。) 3 建築立面図(縮尺100分の1以上) 4 土地登記事項証明書 5 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
4 色彩の変更の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況写真(カラー写真とする。) 3 建築立面図又は工作物構造図(縮尺100分の1以上) 4 土地登記事項証明書 5 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
5 天然林の伐採の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 土地登記事項証明書 5 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
6 針葉樹の植樹の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 間伐計画書又は森林法第10条の11第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定書若しくは同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 土地登記事項証明書 6 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
7 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 構造図(縮尺100分の1以上) 5 土地登記事項証明書 6 不動産登記法第14条に規定する地図の写し
8 物品の集積又は貯蔵の許可	1 位置図(縮尺5万分の1以上) 2 現況図(縮尺5,000分の1以上) 3 現況写真(カラー写真とする。) 4 計画平面図(縮尺1,000分の1以上) 5 標準断面図(縮尺100分の1以上) 6 遮蔽施設構造図(縮尺100分の1以上。遮蔽を要する場合に限る。) 7 土地登記事項証明書 8 不動産登記法第14条に規定する地図の写し

備考 土地登記事項証明書及び不動産登記法第14条に規定する地図の写しについては、行為者がその土地の所有者である場合は、当該土地に係る納税証明書の写しによりこれらに代えることができる。

別表第3(第36条関係)

項目	測定方法	算定方法																																											
清流度	1 測定は、降雨後4日以上を経過し、水質が安定している日を選び、直射日光を避けながら、水深0.3メートルから1.0メートルまでの平瀬で行う。 2 測定は、2人で行い、1人は、ブラックディスク(直径20センチメートルの円板の表面をつや消しの黒で塗り、持ち手を取り付けたものとする。以下同じ。)を水面に垂直になるように水中に入れ、水平に移動させる。もう1人は、清流度計(内側をつや消しの黒で塗り、側面の窓は透明なアクリル樹脂板で、水中を水平方向に見るため内部に窓から45度の角度で鏡を設置したものとする。以下同じ。)で水中のブラックディスクを目視し、これが見えなくなるときの清流度計とブラックディスクとの間の水平距離を測定する。	測定を数回繰り返し、平均値を求め、小数点以下第2位を四捨五入した値を、その地点の清流度とする。																																											
窒素に係る指標	全窒素の測定方法(日本産業規格K0102の45.2、45.3又は45.4に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を窒素に係る指標とする。																																											
リンに係る指標	全リンの測定方法(日本産業規格K0102の46.3に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値をリンに係る指標とする。																																											
水生生物に係る指標	1 測定は、測定日前10日間の降雨量等を考慮して、平水時に行う。 2 測定は、水深が約30センチメートルで流れがあり、川底に拳くらいから頭くらいまでの大きさの石が多い場所で行う。 3 測定地点の下流側に受け網(網目が1ミリメートルから2ミリメートルまでの網、ザル又はフルイとする。以下同じ。)を置き、その地点の石のいくつかを取り上げ、石の表面にいる生物を採取する。 4 石を取り上げた後の川底を足でかきまぜて流れてくる生物を受け網で受け、受け網に残った生物を採取する。川底が砂又は泥の場合は、この方法のみで生物を採取する。	1 測定地点ごとに、採取した生物の種類を確認し、次の算式により算定したASPT値(平均スコア値。小数点以下第2位を四捨五入する。)を求める。 指標生物のスコア値の合計 指標生物種数 (指標生物のスコア値) <table><tr><th>スコア値</th><th>指標生物</th></tr><tr><td>10</td><td>アミカ</td></tr><tr><td>9</td><td>サワガニ、チラカゲロウ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ、ナガレトビケラ、携巢性トビケラ、ヘビトンボ、ヨコエビ</td></tr><tr><td>8</td><td>タニガワカゲロウ、マダラカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ナガレアブ、カワニナ</td></tr><tr><td>7</td><td>モンカゲロウ、サナエトンボ、ナベブタムシ、シマトビケラ、ガガンボ、ブユ、テナガエビ、ブラナリア</td></tr><tr><td>6</td><td>コカゲロウ、キイロカワカゲロウ、ヒラタドROMシ、ホタル、スジエビ、モクズガニ、イシマキガイ</td></tr><tr><td>5</td><td>アミメカゲロウ、タイコウチ・ミズカマキリ、シジミガイ</td></tr><tr><td>4</td><td>タニシ</td></tr><tr><td>3</td><td>モノアラガイ</td></tr><tr><td>2</td><td>ヒル、ミズムシ</td></tr><tr><td>1</td><td>アメリカザリガニ、赤いユスリカ(腹鰓あり)、サカマキガイ、イトミミズ</td></tr></table> 2 1により算定されたASPT値及び指標生物の種類数を次の表の判定基準に照らして該当する水質階級を水生生物に係る指標とする(水質階級1から5までについては、指標生物種数及びASPT値の要件をともに満たすこと。) (水質階級判定基準) <table><tr><th>水質階級</th><th>指標生物種数</th><th>ASPT値</th></tr><tr><td>1</td><td>10種以上</td><td>7.5以上</td></tr><tr><td>2</td><td>8種以上</td><td>7.0以上</td></tr><tr><td>3</td><td>7種以上</td><td>6.0以上</td></tr><tr><td>4</td><td>6種以上</td><td>5.0以上</td></tr><tr><td>5</td><td>5種以上</td><td>3.0以上</td></tr><tr><td>6</td><td>4種以下</td><td>3.0未満</td></tr></table>	スコア値	指標生物	10	アミカ	9	サワガニ、チラカゲロウ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ、ナガレトビケラ、携巢性トビケラ、ヘビトンボ、ヨコエビ	8	タニガワカゲロウ、マダラカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ナガレアブ、カワニナ	7	モンカゲロウ、サナエトンボ、ナベブタムシ、シマトビケラ、ガガンボ、ブユ、テナガエビ、ブラナリア	6	コカゲロウ、キイロカワカゲロウ、ヒラタドROMシ、ホタル、スジエビ、モクズガニ、イシマキガイ	5	アミメカゲロウ、タイコウチ・ミズカマキリ、シジミガイ	4	タニシ	3	モノアラガイ	2	ヒル、ミズムシ	1	アメリカザリガニ、赤いユスリカ(腹鰓あり)、サカマキガイ、イトミミズ	水質階級	指標生物種数	ASPT値	1	10種以上	7.5以上	2	8種以上	7.0以上	3	7種以上	6.0以上	4	6種以上	5.0以上	5	5種以上	3.0以上	6	4種以下	3.0未満
スコア値	指標生物																																												
10	アミカ																																												
9	サワガニ、チラカゲロウ、ヒラタカゲロウ、カワゲラ、ナガレトビケラ、携巢性トビケラ、ヘビトンボ、ヨコエビ																																												
8	タニガワカゲロウ、マダラカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、ナガレアブ、カワニナ																																												
7	モンカゲロウ、サナエトンボ、ナベブタムシ、シマトビケラ、ガガンボ、ブユ、テナガエビ、ブラナリア																																												
6	コカゲロウ、キイロカワカゲロウ、ヒラタドROMシ、ホタル、スジエビ、モクズガニ、イシマキガイ																																												
5	アミメカゲロウ、タイコウチ・ミズカマキリ、シジミガイ																																												
4	タニシ																																												
3	モノアラガイ																																												
2	ヒル、ミズムシ																																												
1	アメリカザリガニ、赤いユスリカ(腹鰓あり)、サカマキガイ、イトミミズ																																												
水質階級	指標生物種数	ASPT値																																											
1	10種以上	7.5以上																																											
2	8種以上	7.0以上																																											
3	7種以上	6.0以上																																											
4	6種以上	5.0以上																																											
5	5種以上	3.0以上																																											
6	4種以下	3.0未満																																											

備考 1 清流度、窒素に係る指標及びリンに係る指標は、年度ごとに4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの期間に各1回測定し、4回の測定値の平均値を当該年度のそれぞれの指標とする。

2 水生生物に係る指標は、年度ごとに3月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間に各1回測定し、指標生物種数及びASPT値の3回の平均値を求め、該当する水質階級を当該年度の指標とする。

別表第4（第36条関係）

基準地点		類型	基準値			
河川名	地点名		清流度	窒素に係る指標	リン 燐に係る指標	水生生物に係る指標
本川	作屋	AA	7メートル以上	1リットルにつき 0.3ミリグラム以下	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	水質階級1
	大正流量観測所		〃	〃	〃	〃
	十川		〃	〃	〃	〃
	用井		6メートル以上	〃	〃	〃
	具同		5メートル以上	〃	〃	〃
吉見川	本川合流前	—	3メートル以上	1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	1リットルにつき 0.06ミリグラム以下	水質階級4
橋原川	田野々大橋	A	8メートル以上	1リットルにつき 0.3ミリグラム以下	1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	水質階級1
広見川	川崎橋	—	4メートル以上	〃	〃	〃
目黒川	本川合流前	—	10メートル以上	〃	〃	〃
黒尊川	本川合流前	—	14メートル以上	〃	〃	〃

備考 1 この表において「—」は、該当する基準地点が存在する河川に環境基準の水域類型の指定がない又は該当する基準地点には基準値を設定していないことを示す。

2 この表に定める基準値は、別表第3の備考1及び備考2により求められる指標にそれぞれ対応するものとする。

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第1号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
行為の規模	行為の面積（ ）㎡ 法面の高さ（行為地内の最大値を記載してください。）（ ）m		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所	氏名	電話番号
行為の予定期間	着手予定日	年 月 日から	完了予定日
他法令の許可等の状況	法令名（ ）	審査の状況（ ）	法令名（ ）
	法令名（ ）	審査の状況（ ）	法令名（ ）
	法令名（ ）	審査の状況（ ）	法令名（ ）
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 計画平面図（1/1,000以上） 5 標準断面図（1/100以上） 6 排水施設計画図（1/1,000以上） 7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上） 8 沈砂池を設置する場合は、設計計算書及び構造図 9 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第2号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
行為の規模	行為の面積（ ）㎡		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所	氏名	電話番号
行為の予定期間	着手予定日	年 月 日から	完了予定日
他法令の許可等の状況	法令名（ ）	審査の状況（ ）	法令名（ ）
	法令名（ ）	審査の状況（ ）	法令名（ ）
	法令名（ ）	審査の状況（ ）	
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上）	2 現況図（1/5,000以上）	3 現況写真（カラー写真）
	4 標準断面図（1/100以上）	5 計画平面図（1/1,000以上）	6 排水施設計画図（1/1,000以上）
	7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上）	8 沈砂池を設置する場合は、設計計算書及び構造図	9 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）

- 注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

建築物の建築等の許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第3号に掲げる建築物の建築等の行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
建築物の規模	建築面積（ ）㎡	高さ（ ）m	
建築物の用途			
建築等の行為の種類別	1 新築 2 改築 3 増築 4 移転 5 撤去		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所 氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで		
他法令の許可等の状況	法令名（ ）審査の状況（ ） 法令名（ ）審査の状況（ ） 法令名（ ）審査の状況（ ）		
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 計画平面図（1/1,000以上） 5 建築立面図（1/100以上） 6 排水処理施設構造図（1/100以上） 7 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書 8 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

高知県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第3号に掲げる工作物の建築等の行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
工作物の規模	築造面積（ ）㎡	高さ（ ）m	
工作物の用途			
建築等の行為の種類別	1 新築	2 改築	3 増築 4 移転 5 撤去
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所 氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで		
他法令の許可等の状況	法令名（ ）審査の状況（ ） 法令名（ ）審査の状況（ ） 法令名（ ）審査の状況（ ）		
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 計画平面図（1/1,000以上） 5 工作物構造図（1/100以上） 6 排水処理施設構造図（1/100以上） 7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上） 8 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書 9 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

外観の模様替えの許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第4号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
行為の規模	模様替えを行う部分の面積の合計（ ）㎡		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所		
	氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで		
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況写真（カラー写真） 3 建築立面図（1/100以上） 4 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

- 注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

色彩の変更の許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第5号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
行為の規模	色彩を変更する部分の面積の合計（ ）㎡		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所		
	氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで		
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況写真（カラー写真） 3 建築立面図又は工作物構造図（1/100以上） 4 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第6号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所		地目（現況）		実測面積（㎡）	
行為の規模		伐採の面積（ ）㎡			
行為の目的及び概要					
行為の場所を選定した理由					
設計者 又は 施工者	住所				
	氏名		電話番号		
行為の予定期間		着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで			
他法令の許可等の状況		法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ）			
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）		1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）			

注 1 「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
2 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

針葉樹の植樹の許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第7号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所		地目（現況）		実測面積（㎡）	
行為の規模		植樹の面積（ ）㎡			
行為の目的及び概要					
行為の場所を選定した理由					
設計者 又は 施工者	住所				
	氏名		電話番号		
行為の予定期間		着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで			
他法令の許可等の状況		法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ）			
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）		1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 間伐計画書又は森林法第10条の11第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町村との協定書若しくは同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）			

注 1 「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
2 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第 号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地 目 (現況)	実測面積 (㎡)	区域の区分	高知県屋外広告物条例に 基づく地域等の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区	1 禁止地域等 2 許可地域等
			1 回廊地区 2 保全・活用地区	1 禁止地域等 2 許可地域等
			1 回廊地区 2 保全・活用地区	1 禁止地域等 2 許可地域等
看板、広告板そ その他これらに類 するものの概要	名称又は種類 ()			
	表示の内容 ()			
	縦 () m×横 () m× () 面＝表示面積・表示可能面積 () ㎡			
	数量 () 基(枚)			
	高さ () m			
行為の目的及び概要				
行為の場所を選 定した理由				
設 計 者 又は 施 工 者	住所			
	氏名		電話番号	
行為の予定期間	着手予定日	年 月 日から		
	完了予定日	年 月 日まで		
他法令の許可等 の状況	法令名 ()	審査の状況 ()		
	法令名 ()	審査の状況 ()		
	法令名 ()	審査の状況 ()		
添付書類及び図 書（施行同意書 のほか、右の書 類及び図書を添 えて ぐ だ さ い。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 構造図（1/100以上） 5 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、 納税証明書の写しでこれに代えることができます。）			

注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。

3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

物品の集積又は貯蔵の許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第 1 項第 号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（㎡）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
行為の規模	面積（ ）㎡ 高さ（行為地内の最大値を記載してください。）（ ）m		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所		
	氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日 完了予定日	年 月 日から 年 月 日まで	
他法令の許可等の状況	法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ）		
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 計画平面図（1/1,000以上） 5 標準断面図（1/100以上） 6 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上） 7 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

- 注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

施行同意書

年 月 日

行為者 住所

氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

様

行為の施行について、次のとおり同意します。

行為地の住所	権 利 の 種 別	権利者		署 名 （ 記 載 ） 年 月 日	摘 要
		住所	氏名（名称及び代 表者の職・氏名）		

注 1 「行為地の住所」欄は、地番まで記載してください。

2 「権利の種別」欄は、所有権、抵当権、入会権等の別を記載してください。

3 「権利者」欄の住所及び氏名は、権利者が法人の場合を除いて、本人の自筆としてください。

4 同一の土地に係る権利者が2人以上ある場合は、持分を「摘要」欄に記載してください。

変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

許可を受けた行為の内容を変更したいので、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第19条第3項の規定により次のとおり申請します。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
行為の名称	
行為地の住所	
変更の内容	
※行為の許可の 基準に係る技 術的細目に関 する事項につ いての変更の 内容	
変更の理由	

注 1 「変更の内容」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条又は第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項について変更があったときは、その変更の内容についても記載してください。

2 行為の許可の申請の際に準じて、変更の内容が分かる書類及び図書を添えてください。

変 更 届

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

行為者の住所（氏名）（行為者である法人の事務所の所在地・名称・代表者の氏名）に変更がありましたので、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第19条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
行為の名称		
行為地の住所		
行為者の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名の変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

行 為 の 着 手 （ 完 了 ） 届

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

行為に着手（が完了）したので、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本
条例第20条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の名称	
行為の着手又は完了の年月日	年 月 日
行為の施工者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号
供用開始年月日	年 月 日
供用開始後の管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号

注 「供用開始年月日」欄及び「供用開始後の管理者」欄は、当該行為が完了した施設
等を公共施設管理者等へ移管する場合に記載してください。

検 査 済 証

年 月 日

様

高知県知事 図

年 月 日付けで申請のありました行為については、高知県四万十川の
保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項の許可行為に係る検査の結果、合格
と認められますので、同条例第20条第2項の規定により次のとおり通知します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の名称	
行為地の住所	
行為の期間	着手年月日 年 月 日から 完了年月日 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日

休止（再開・廃止・未着手）届

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第21条第1項の規定により、
行為の休止（再開・廃止・未着手）について次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の名称	
行為地の住所	
休止、再開又は廃止をした 年月日	年 月 日
休止、再開、廃止又は未着 手の理由	
生態系及び景観を保全する ために必要な措置の概要	
必要な措置を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで

地 位 承 継 届

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

行為者の地位を承継したので、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第22条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の名称	
行為地の住所	
被承継人	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号
承継年月日	年 月 日
承継の原因及び承継した地位の内容	相続 ・ 法人の合併 ・ 法人の分割

注 地位を承継したことを証明する書類（相続のときは承継人の戸籍の謄本等、法人の合併又は分割のときは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該行為に係る事業を承継した法人の登記事項証明書等）を添えてください。

地 位 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

行為者の地位を承継したいので、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本
条例第22条第3項の規定により次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の名称	
行為地の住所	
被承継人	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号
承継予定年月日	年 月 日
承継の原因及び承継する 予定の地位の内容	土地の所有権の取得 ・ その他

注 原因となる事実を証明する書類（土地登記事項証明書、土地売買契約書等）を添えてください。

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（抜粋）

（許可行為の休止等の届出等）

第21条 許可を受けた者は、当該許可行為に着手しないこととなったとき、当該許可行為を休止したとき及び再開したとき又は当該許可行為に着手した後に当該許可行為を廃止したとき（当該許可行為に着手した後に当該許可行為を休止し、再開することなく廃止したときを含む。第6項において同じ。）は、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 許可行為の休止の期間は、1年以内とし、1年を超える場合は、事前にその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により許可行為の廃止の届出があったときは、その職員に、当該許可行為の実施場所に立ち入り、当該許可行為の実施後の状況について調査させることができる。

4 前項の規定に基づき立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 知事は、重点地域における生態系及び景観の保全又は野生動植物の保全のために必要があると認めるときは、当該許可行為に着手した後に当該許可行為を廃止した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告等及び立入調査）

第49条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第1項、第14条第1項、第16条第1項、第19条第1項又は第27条第1項ただし書の許可の対象となる行為を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、第21条第3項の規定に基づく場合を除き、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該行為の実施場所に立ち入り、当該行為の実施中又は実施後の状況について調査させることができる。

3 前項の規定に基づき立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第

号

身分証明書

この証明書を携帯する者は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第50条第2項に規定する中止命令を行う職員であることを証明します。

写真貼り付け箇所

所属

職名

氏名

有効期限

年

月

日まで

年

月

日交付

高知県知事

印

(裏面)

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（抜粋）

(中止命令等)

第50条 知事は、重点地域における生態系及び景観の保全又は野生動植物の保全のために必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 第13条第1項の規定に違反した者

(2) 第13条第4項（第14条第2項、第16条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に付せられた条件に違反した者

(3) 第14条第1項の規定に違反した者

(4) 第16条第1項の規定に違反した者

(5) 第19条第1項の規定に違反した者

(6) 第27条第1項の規定に違反した者

(7) 第27条第3項の規定に基づき許可に付せられた条件に違反した者

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員に、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（抜粋）

(重点地域に係る職員の権限)

第43条 条例第50条第2項の規定に基づき職員に行わせる権限は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、その行為の中止を命ずることとする。

(1) 条例第13条第1項の規定に違反した者

(2) 条例第13条第4項（条例第14条第2項、第16条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき許可に付せられた条件に違反した者

(3) 条例第14条第1項の規定に違反した者

(4) 条例第16条第1項の規定に違反した者

(5) 条例第19条第1項の規定に違反した者

(6) 条例第27条第1項の規定に違反した者

(7) 条例第27条第3項の規定に基づき許可に付せられた条件に違反した者